

電気工事業者の登録等の手続きについて

電気工事を業として行う方は、電気工事業法に基づき、登録、届出又は通知の手続きをしなければ電気工事を行うことができません。

申請等の手続きは、電気工事業者が行おうとする工事の形態等で決まっています。下記の表及びフォロー図を参考にしてください。

なお、岡山県の区域内のみに営業所を設置している場合は、岡山県知事へ、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置している場合は、中国四国産業保安監督部又は経済産業大臣へ申請してください。登録の有効期間は5年間で、5年経過後も引き続き電気工事業を行う場合は、有効期限満了前までに更新登録手続きが必要です。

工事の形態	申請の種類	電 気 工 事 業 法			建設業法
		登 録	届 出	通 知	(※)
電気工作物の種類	一工事の 請負金額 (税込)				許 可
一般用・自家用 電 気 工 作 物	500万円未満	○	—	—	—
	500万円以上	—	○ (みなし登録)	—	○
自家用電気工作物	500万円未満	—	—	○	—
	500万円以上	—	—	○ (みなし通知)	○
電気事業用電気工作物	500万円未満	—	—	—	—
	500万円以上	—	—	—	○

○印の申請が必要です。

「登録」 → 電気工事業者登録申請書

「届出」 → 電気工事業開始届出書

「通知」 → 電気工事業開始通知書

※ 建設業法に基づく許可は岡山県土木部監理課建設業班で行っています。

【一般用電気工作物】

一般用電気工作物とは、電気事業法第38条第1項に規定する一般用電気工作物(600V以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内において、電気を使用する電気工作物、又は一定の出力未満の小出力発電設備であって、その構内において受電するための電線路以下の電線路に接続されていない等安全性の高い電気工作物)をいう。

概括的にいえば、一般家庭、商店等の屋内配電設備等がこれに該当する。

【自家用電気工作物】

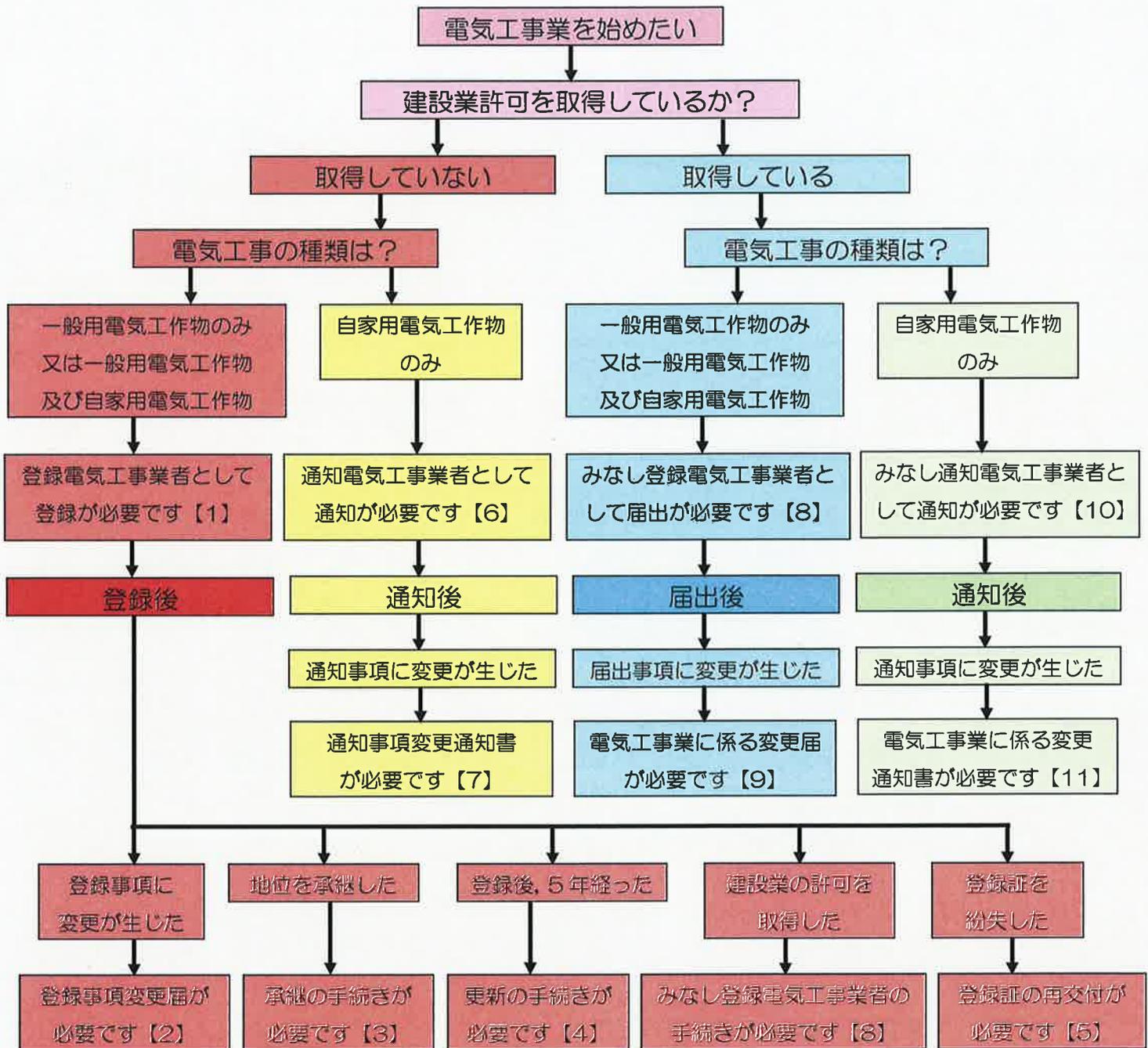
自家用電気工作物とは、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物(電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物)のうち発電所、変電所、最大500KW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備等を除いたものを言います。

概括的にいえば、ビル、工場等の最大500KW未満の需要設備等がこれに該当する。

【電気事業用工作物】

電力会社が電力供給のために設置する発電、送電、変電、配電等の電気工作物(ダム、水路、貯水池などを含む)をいう。

(手続きフロー図)



●登録電気工事業者(一般用電気工作物・自家用電気工作物の工事を行う方)

【1】電気工事業を営もうとするとき(電気工事業関係様式A-01)

【2】登録電気工事業者の登録事項を変更するとき

① 登録証記載事項の変更(電気工事業関係様式A-07)

・氏名、名称、住所、所在地、電気工事の種類の変更

② 登録証不記載事項の変更(電気工事業関係様式A-08)

・主任電気工事士、代表者、役員、営業所の位置の変更

【3】登録電気工事業者の地位を承継したとき(電気工事業関係様式A-04)

① 事業の全部譲渡(電気工事業関係様式A-05)

② 相続による譲渡(電気工事業関係様式A-06)

【4】登録電気工事業者の更新登録をするとき(電気工事業関係様式A-02)

【5】登録証の再交付をするとき(電気工事業関係様式A-10)

※ 電気工事業を辞めるとき(電気工事業関係様式A-09)

●通知電気工事業者(自家用電気工作物のみの工事を行う方)

【6】電気工事業を開始しようとするとき(電気工事業関係様式B-01)

【7】通知事項に変更が生じたとき(電気工事業関係様式B-03)

・氏名、名称、住所、所在地、営業所の位置、代表者、役員の変更

※ 電気工事業を辞めるとき(電気工事業関係様式B-04)

●みなし登録電気工事業者(一般用電気工作物・自家用電気工作物の工事を行う方)

【8】電気工事業を開始したとき(電気工事業関係様式C-01)

【9】みなし登録電気工事業者の届出事項を変更するとき(電気工事業関係様式C-02)

・氏名、名称、住所、所在地、代表者、役員、電気工事の種類、主任電気工事士の変更

※ 電気工事業を辞めるとき(電気工事業関係様式C-03)

●みなし通知電気工事業者(自家用電気工作物のみの工事を行う方)

【10】電気工事業を開始したとき(電気工事業関係様式D-01)

【11】通知事項に変更が生じたとき(電気工事業関係様式D-02)

・氏名、名称、住所、所在地、代表者、役員の変更

※ 電気工事業を辞めるとき(電気工事業関係様式D-03)